

中学部「服装・頭髪等の諸規定」

福岡県立北九州視覚特別支援学校
中学部・生徒育成部

第1章 目的

本規定は、本校中学部生徒が卒業後の実社会で生活する際、想定される公の場での正しい礼節やマナーを身に付けることを目的とする。

第2章 服装の規定

登下校（休日等も含む）及び学校教育活動の際に着用する服装は、以下に規定する制服及び体操服とする。

1 制服

(1) 指定服…男・女兼用で下の各種類から選択着用

	春・冬季（11月～5月）	夏季（6月～10月）
上着	○指定ブレザー【紺】	
ボトムス	○指定チェック柄ズボン【グレー】 ○指定チェック柄スカート【グレー】	○指定チェック柄ズボン【グレー】 ○指定チェック柄スカート【グレー】
シャツ類	○指定長袖カッターシャツ【白無地】 ○指定長袖ブラウス【白無地】	○指定半袖開襟シャツ【白無地】 ○指定半袖ブラウス【白無地】 ○半袖ポロシャツ【白無地】
ネクタイ	○指定ネクタイ【エンジ】	

(2) 指定服に準ずる服装

重複障がい等で指定服の着用が困難と校長が判断した場合、これに準ずる服装を各家庭で準備し、着用することができる。（「異装許可証」の発行を伴う）

(3) 附属する衣類

①靴下

必ず着用し、白・紺・黒色のものとする。無地またはワンポイントの柄の物を着用し、丈は膝下からくるぶしが隠れるまでの長さとする。

②靴（上履き・下足・体育館シューズ）

特に指定しないが、必ず分けて使用する。また、動きやすいものであることとする。

③ベルト

ズボン着用の際に、黒系統の華美でないものとする。

④下着

白系統の無地の物とする。

⑤ベスト・セーター・カーディガン類

黒・紺系統のもので袖の長さは手首までとし、上着の袖から見えない程度にする。

⑥防寒着

コート等を着用する場合は、特に指定を設けないが華美になりすぎないものとする。

⑦手袋

通学時及び屋外で活動する際に使用を許可することを原則とし、授業中の使用については、教科担任の指示による。

⑧マフラー

通学時及び屋外で使用する際に使用を許可することとし、使用の際は、安全に配慮する。

(4) 移行期間【基準】

①夏季→冬季

10月1日から10月31日までを移行期間とし、この間は春・冬季または夏季のうちいずれの制服も着用できる。

②春季→夏季

5月1日から6月30日までを移行期間とし、この間は春・冬季または夏季のうちいずれの制服も着用できる。

2 体操服

(1) 指定体操服…男女兼用で、気候に応じて下の各種類から選択着用

	種類
上着	○ジャージ(上) ○半袖シャツ
ボトムス	○ジャージ(下) ○クォーターパンツ

(2) 指定体操服に準ずる服装

重複障がい等で指定体操服の着用が困難と校長が判断した場合、これに準ずる服装を各家庭で準備し、着用することができる。(「異装許可証」の発行を伴う)

3 通学カバン

特に指定しないが、白杖等の使用や緊急時の防衛で両腕が使えるよう、リュックサック形式のカバンを選択するなど、安全面への配慮を第一とする。

第3章 頭髪等の規定

男女ともに中学生としてふさわしい、清潔かつ端正であると同時に学習の妨げとならないよう、以下の規定を順守する。

1 前髪

基本的には眉にかからない程度にそろえ、事情がある場合は学習に支障がないよう、ヘアピンでまとめられる準備をしておく。

2 後ろ髪

肩より長い髪の場合、黒・紺系統のゴムで結び、学習に支障がないようにする。

3 その他

整髪料・化粧等は禁止とする。

第4章 転入生

転入生に関しては、制服・体操服・通学カバンについて、前籍校で使用していたものを継続できるが、新しく準備する際には、本校の規定に基づいて購入する。

附 則

本規定は、令和4年10月1日より運用する。